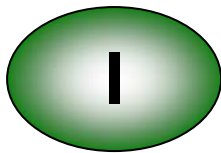


第1編 総論



計画策定にあたって

1 策定の趣旨

当別町では、平成 18 年度に障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」をセットにした「当別町障がい福祉基本計画」を策定しました。

また、障害福祉サービスの目標値やサービス見込量を定めた「障がい福祉計画」は 3 年毎に見直すこととなっているため、平成 20 年度に「当別町第 2 期障がい福祉計画」を策定しました。

本計画は、この 2 つの計画が平成 23 年度に満了となることから、平成 24 年度からの計画として策定するものです。

ただし、国は平成 25 年 4 月に障害者自立支援法に代わる新法の制定を目指しているため、計画期間中に計画を見直すことになる可能性があることを含んでいます。

障がい者施策に関する各種制度等の変遷

発達障害者支援法施行（平成 17 年 4 月）

改正障害者雇用促進法施行（平成 18 年 4 月）

障害者自立支援法施行（平成 18 年 4 月）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行（平成 18 年 12 月）

改正障害者基本法施行（平成 19 年 4 月）

障害者自立支援法の改正（平成 22 年 12 月一部改正、平成 23 年 10 月 1 日及び平成 24 年 4 月 1 日施行）

障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）

障害者虐待防止法成立（平成 24 年 10 月施行）

2

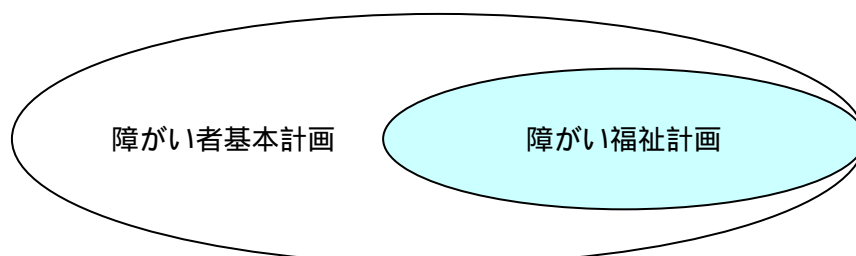
計画の性格・位置づけ・名称

1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係

障がい者基本計画と障がい福祉計画の法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、障がい者施策を推進していくという方向性は同じになります。

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者自立支援法
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項	障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・道の計画との関係	国の障害者計画及び道の障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、各市町村障害福祉計画を積み上げていく形で道の障害福祉計画を策定
計画期間	中長期・当別町は6か年	3か年

2つの計画の領域概念



2) 計画の名称と期間

当別町では、これまで「障がい者基本計画（第2次）」と「障がい福祉計画（第2期）」について、以下のように取り組んできました。

計画の名称と期間

	平成(年度)											
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
障がい者基本計画	第2次計画						第3次計画					
障がい福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画			
名称	当別町障がい福祉基本計画						当別町障がい福祉基本計画					

本計画では、「障がい者基本計画」は、第3次計画として平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間とし、「障がい福祉計画」は、第3期計画として平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

3) 策定の視点

本計画の策定にあたっての基本的な視点は次のものです。

(1) 国・道の計画を踏まえた計画の改訂

障害者自立支援法及び北海道障害者基本計画（平成15年度～平成24年度）を踏まえて、当別町の障がい者福祉施策を計画的に推進するための計画として策定します。

(2) 社会経済環境の変化に対応した計画の改訂

障がいをもつ方が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障がい者のニーズや地域資源の現状も踏まえながら、障がい者を取り巻く社会経済環境の変化に対応した計画として策定します。

(3) 障がい者のニーズを踏まえた計画の改訂

アンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリング調査から障がい者のニーズを調査・分析し、これらを反映させた計画として策定します。

(4) 現在の計画に対する評価を反映させた改訂

現在の計画内容の実施状況を把握するとともに、国の基本方針に則した障がい福祉サービスの目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価をし、その内容を反映させた計画として改訂します。

(5) 実効性のある改訂内容

計画の達成状況の把握とその評価を通じて適正に進行管理ができるよう、具体的な目標を設定した計画として改訂します。

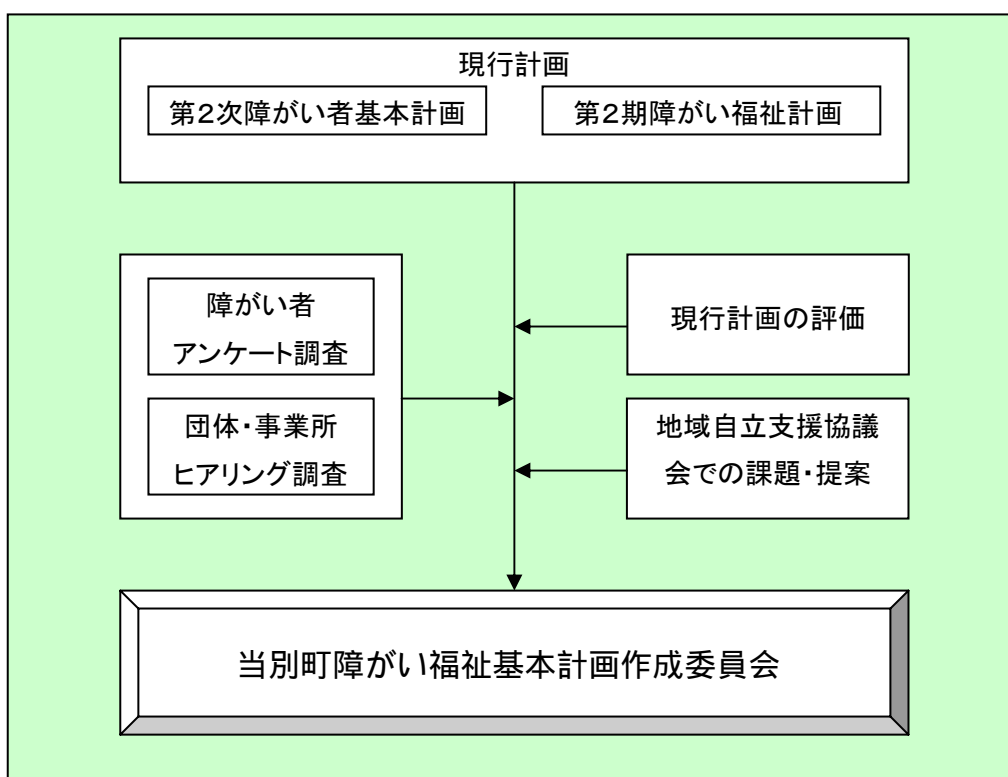
4) 計画策定の体制

計画策定にあたっては、当事者や関係団体からのニーズや提案把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

また、当別町障がい者地域自立支援協議会と連携し、当別町障がい者地域自立支援協議会の検討結果を十分に反映させる体制をとりました。

その上で、「当別町障がい福祉基本計画作成委員会」において検討を重ねるとともに、計画素案をパブリックコメントにかけ、広く町民からの意見についても反映させました。

検討の流れと計画の策定体制



II

障がい者を取り巻く現状と課題

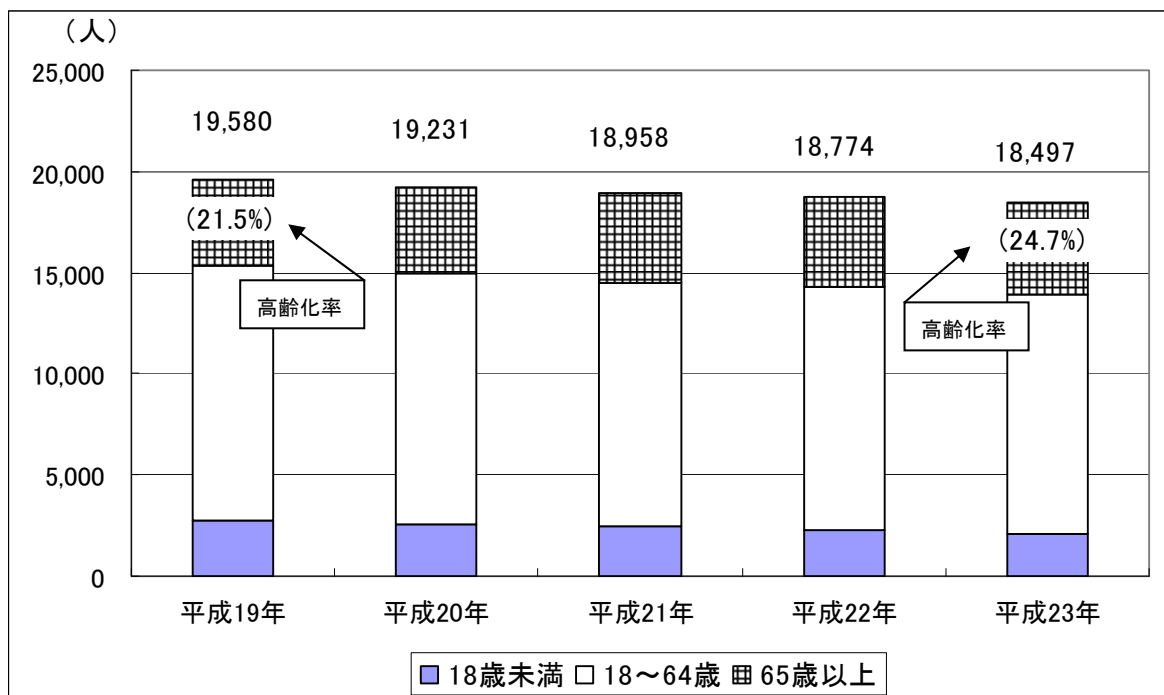
1 障がいをもつ方の現状

1) 町の人口動向

当別町の人口は、平成23年（4月1日現在）では18,497人となっており、近年ゆるやかな減少傾向が続いています。

その中で、65歳以上の高齢者は実数も増え、高齢化率で見ると平成19年の21.5%に対し、平成23年では24.7%と3ポイント以上高くなっています。

■ 当別町の人口の推移



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	2,743	2,573	2,417	2,278	2,102
18～64歳	12,620	12,348	12,113	11,982	11,822
65歳以上	4,217	4,310	4,428	4,514	4,573
合計	19,580	19,231	18,958	18,774	18,497

2) 障がいをもつ方の動向

(1) 3障がい者の状況

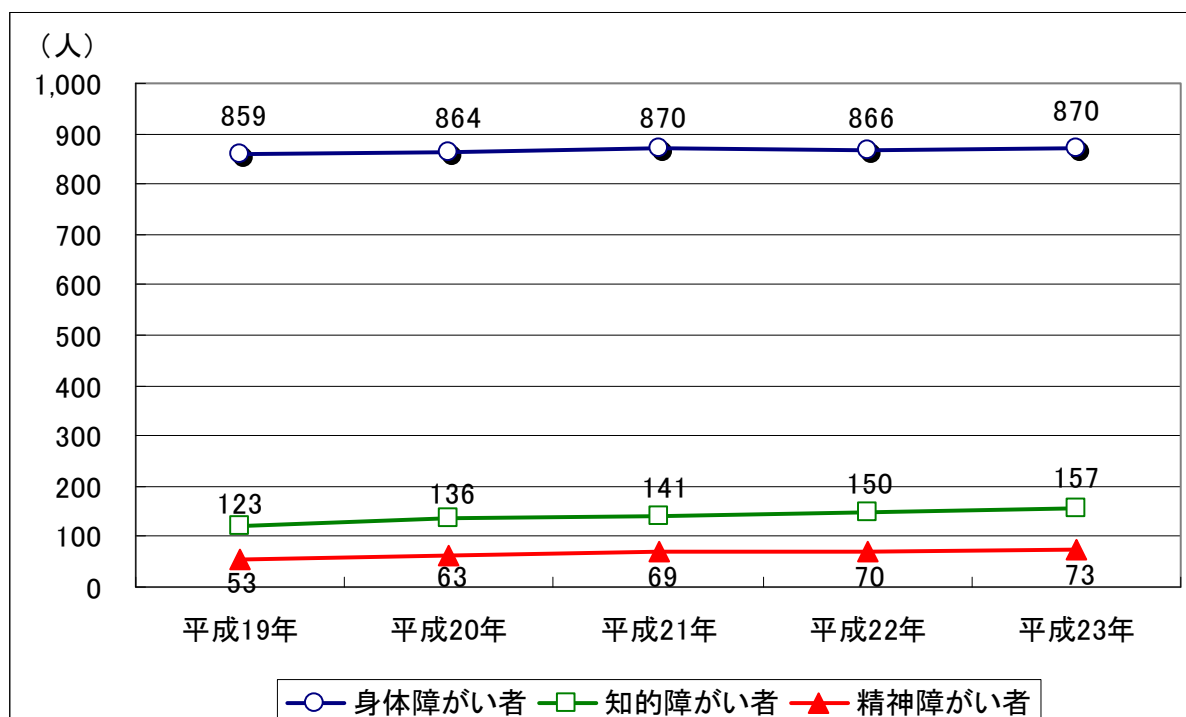
3障がい（身体・知的・精神）者の総数は、平成23年（4月1日現在）で1,100人となっています。

障がい種別で見ると、身体障がい者が最も多く平成23年で870人、全体の79.1%を占めています。

知的障がい者は、平成23年で157人、全体の14.3%を占めています。

精神障がい者は、平成23年で73人、全体の6.6%を占めています。

■ 障がい者数の動向



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障がい者	859	864	870	866	870
知的障がい者	123	136	141	150	157
精神障がい者	53	63	69	70	73
合計	1,035	1,063	1,080	1,086	1,100

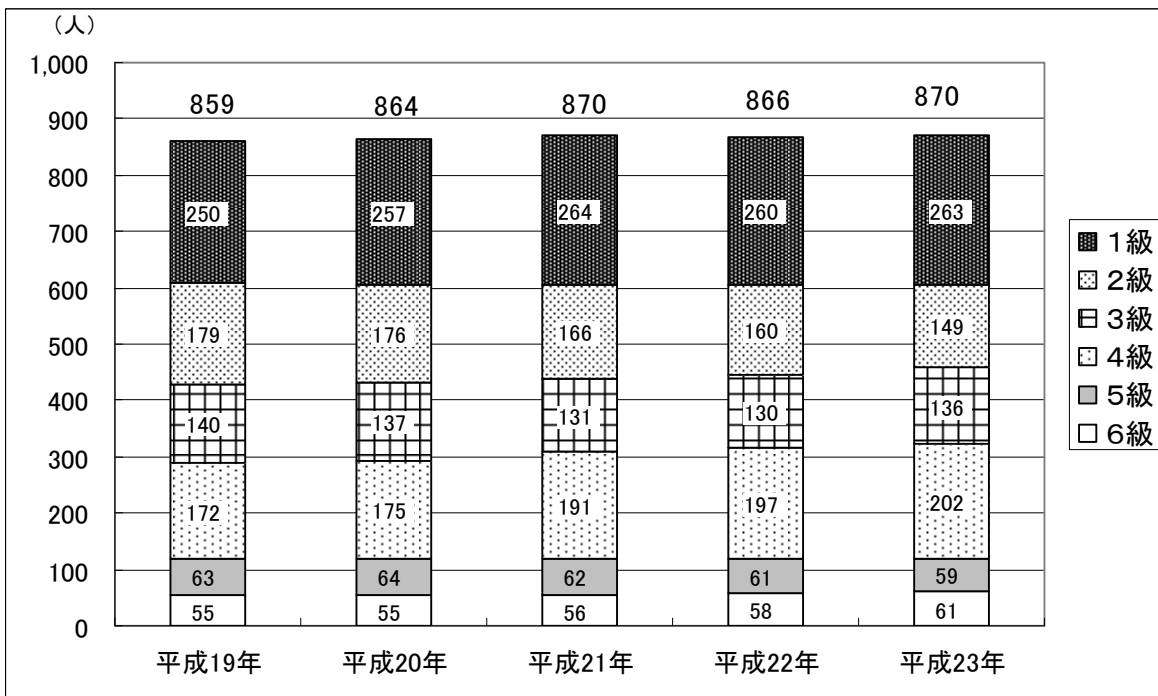
(2) 身体障がい者の状況

平成23年4月1日現在、身体障がい者手帳所持者は870人となっています。

手帳の等級分布をみると、重度障がい者（1級、2級）が47.3%と半数近くを占めています。

年齢別では65歳以上の高齢者が大半を占めており、人数で631人、割合では72.5%となります。種類別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が63.2%と最も多くなっています。

身体障がい者の等級別状況



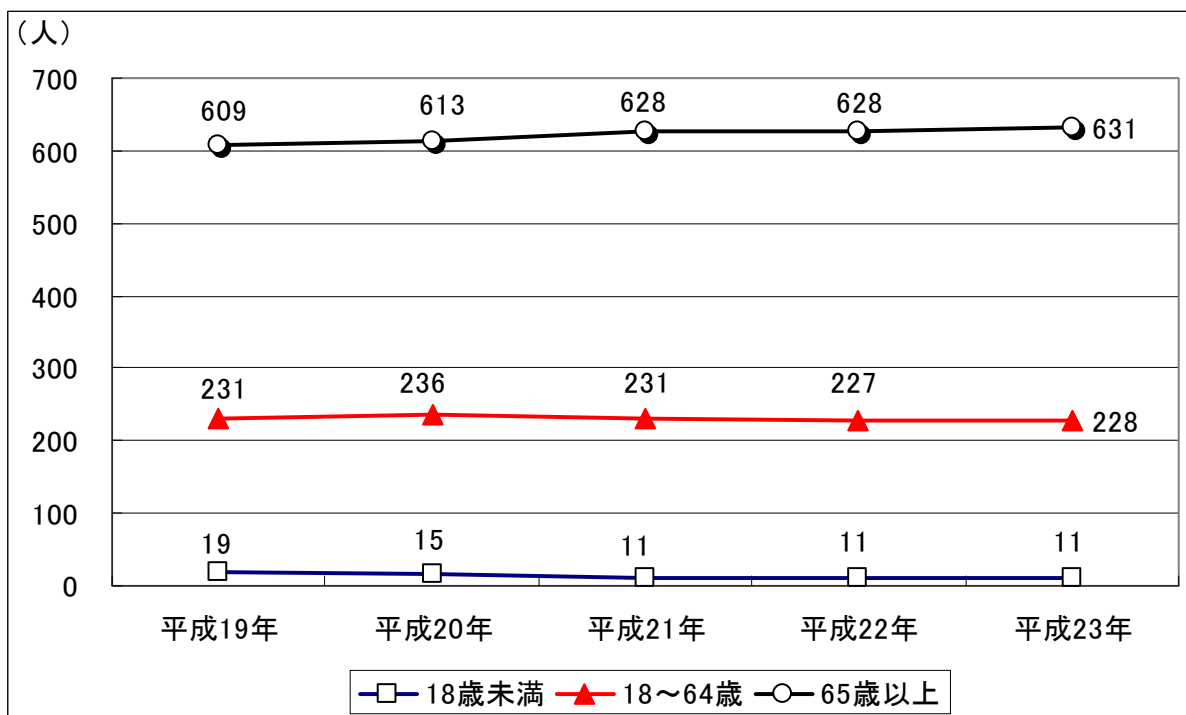
等級別の比率

(単位：%)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	29.1	29.7	30.3	30.0	30.2
2級	20.8	20.4	19.1	18.5	17.1
3級	16.3	15.9	15.1	15.0	15.6
4級	20.0	20.3	22.0	22.7	23.2
5級	7.3	7.4	7.1	7.0	6.8
6級	6.4	6.4	6.4	6.7	7.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

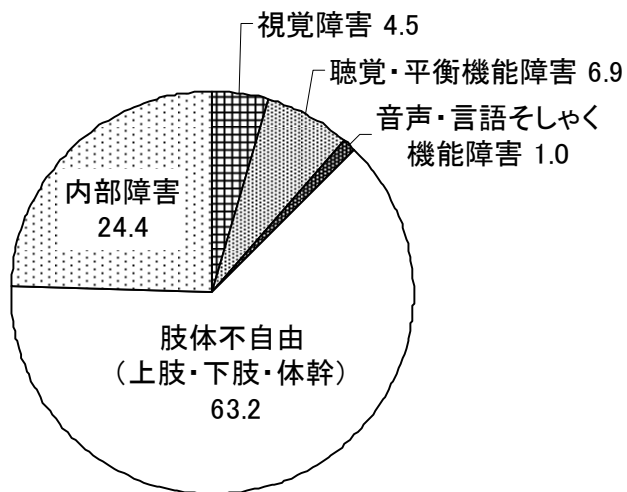
注) 構成比については、四捨五入しているため合計値が100.0%にならない場合がある

身体障がい者の年齢階層別推移



種類別身体障がい者手帳所持者の比率 (平成23年)

(単位:%)



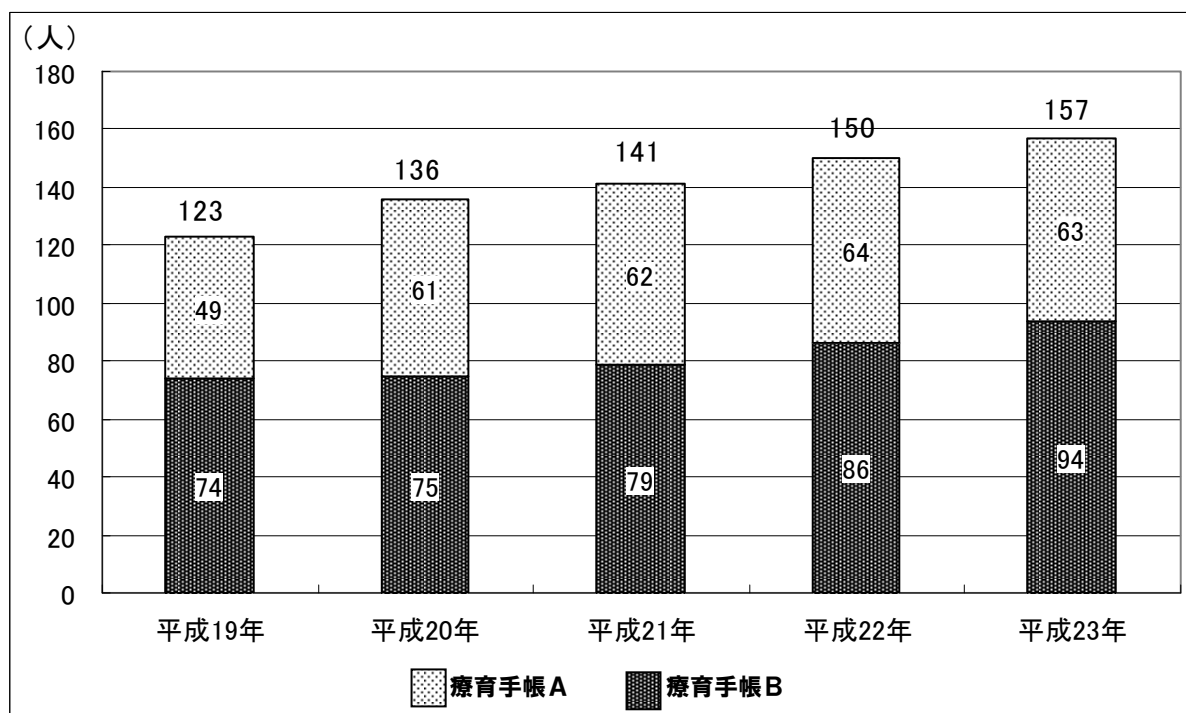
(3) 知的障がい者の状況

平成23年(4月1日現在)での療育手帳所持者は157人となっています。

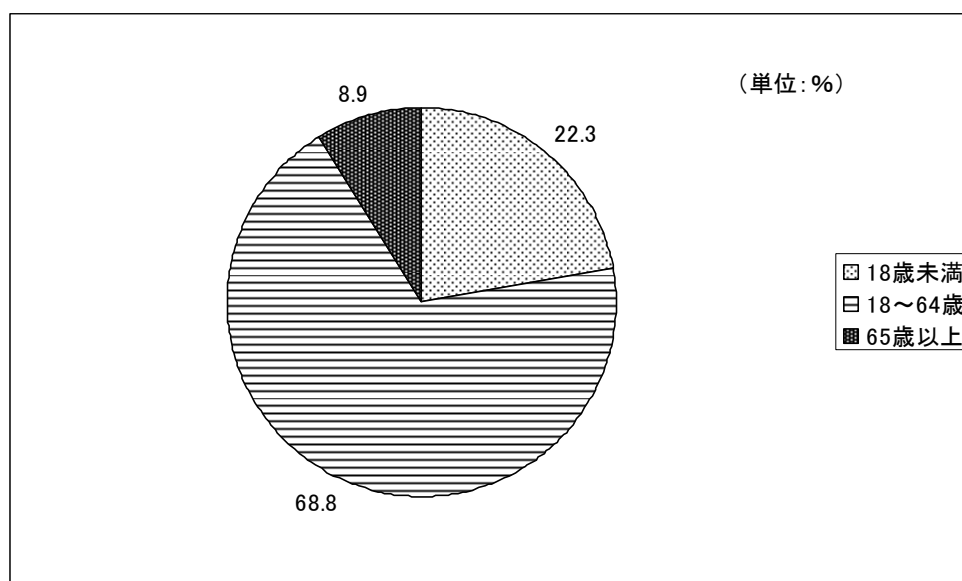
等級別では、療育手帳A(重度)が40.1%、療育手帳B(軽度)59.9%となっています。

年齢の内訳では18歳~64歳が最も多く、68.8%を占めています。

療育手帳所持者の等級別推移



療育手帳所持者の年齢別構成(平成23年)



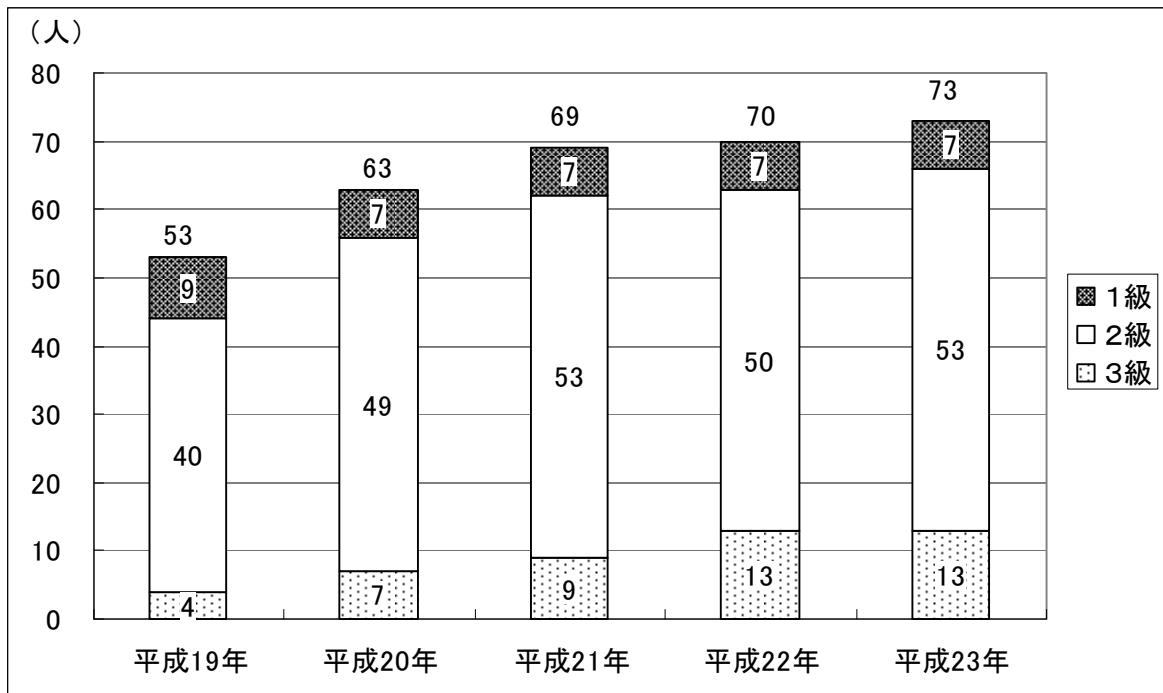
(4) 精神障がい者の状況

平成23年(4月1日現在)での精神障がい者保健福祉手帳所持者は73人となっており、手帳の等級分布では2級が72.6%を占めています。

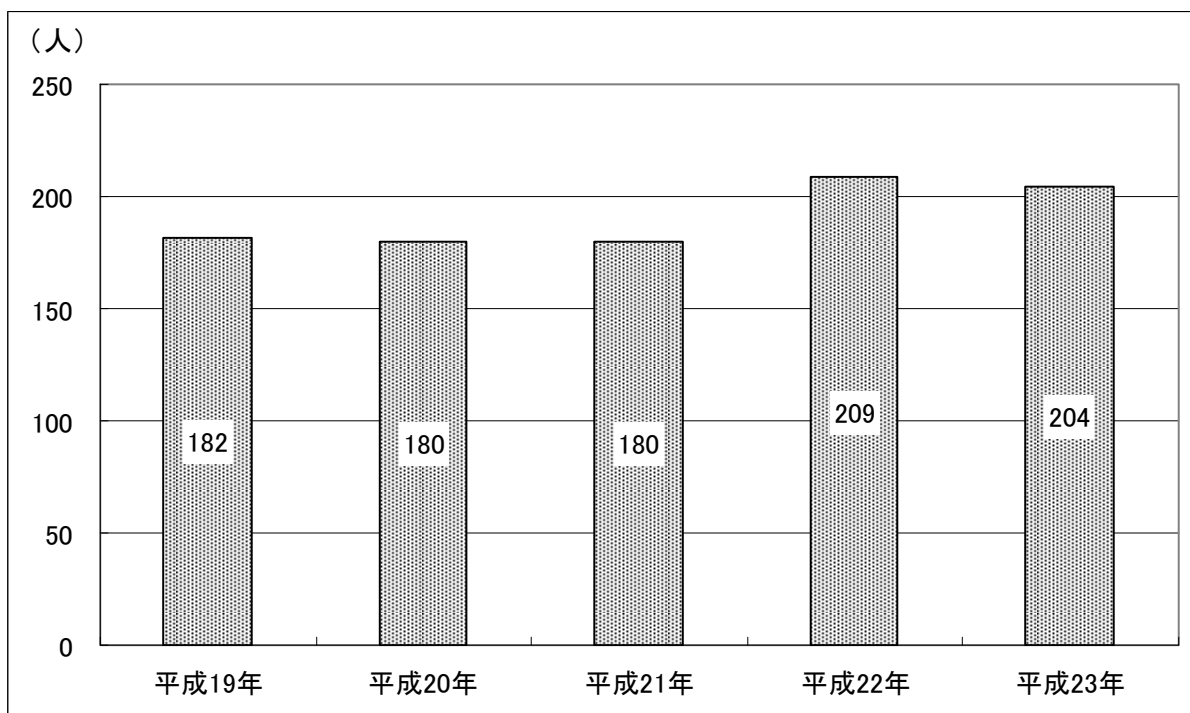
障がい者自立支援医療(精神通院)受給者数は近年横ばい気味で204人となっています。

疾病分類をみると、「気分障害」(うつ病、躁うつ病等)(46.1%)と「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」(36.3%)が特に多くなっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者の等級別推移



障がい者自立支援医療(精神通院)受給者の推移



障がい者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別分類

（単位：人）

疾病名	平成19年	平成23年	
		人数	割合
01 症状性を含む器質性精神障害	2	1	0.5%
02 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害	2	2	1.0%
03 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	70	74	36.3%
04 気分障害(うつ病、躁うつ病等)	65	94	46.1%
05 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	22	17	8.3%
06 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	1	0.5%
07 成人の人格及び行動の傷害	0	0	0.0%
08 精神遅滞	0	0	0.0%
09 心理的発達の障害	1	3	1.5%
10 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	1	1	0.5%
11 てんかん	7	11	5.4%
12 その他の精神障害	0	0	0.0%
13 分類不明	12	0	0.0%
計	182	204	100.0%

注1) 各年4月1日現在

注2) 構成比については、四捨五入しているため合計値が100.0%にならない場合がある

(5) 障がい者程度区分

平成 23 年(4 月 1 日現在)での障がい程度区分認定者は 119 人で、「区分 2」が 26.9% と最も多く、「区分 3」(18.5%)がこれに続いています。

障がい種別認定者をみると、知的障がい者が 77 人と最も多く、身体障がい者が 32 人、精神障がい者は 10 人となっています。

障がい程度区分の状況 (平成 23 年)

(単位 : 上段・人、下段・%)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい者	0	9	14	1	1	2	5	32
	0.0	28.1	43.8	3.1	3.1	6.3	15.6	100.0
知的障がい者	0	4	14	18	15	16	10	77
	0.0	5.2	18.2	23.4	19.5	20.8	13.0	100.0
精神障がい者	0	3	4	3	0	0	0	10
	0.0	30.0	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	0	16	32	22	16	18	15	119
	0.0	13.4	26.9	18.5	13.4	15.1	12.6	100.0

注) 構成比については、四捨五入しているため合計値が 100.0%にならない場合がある

2

アンケート調査等からの障がい福祉ニーズ

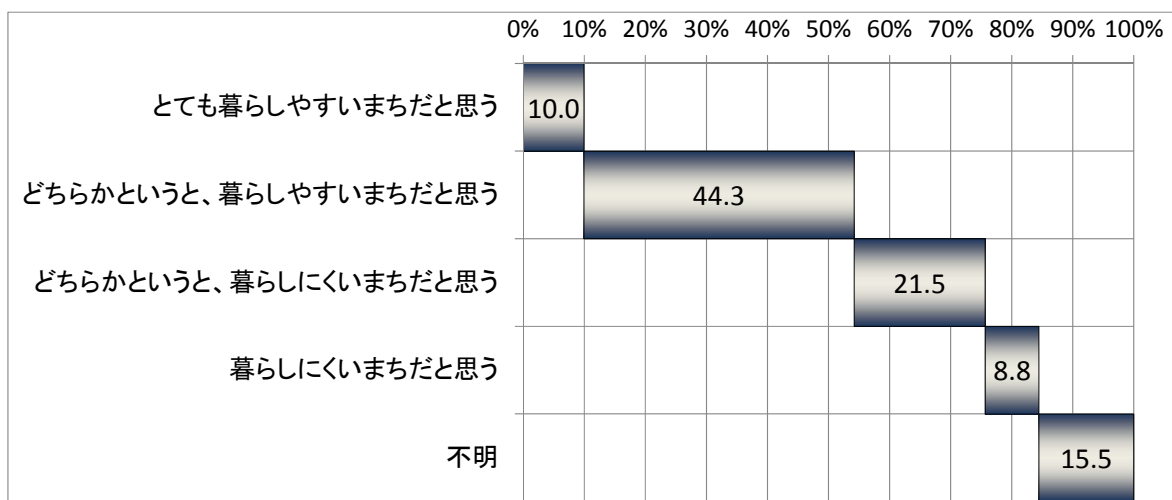
1) アンケート調査からみた障がいをもつ方の現状やニーズ

アンケート調査結果の詳細は、「当別町障がい者アンケート調査報告書」に掲載されていますが、ここでは、主たる内容について提示します。

調査対象	障がい手帳所持者（身体・知的・精神）
調査時期	平成 23 年 5 月～6 月
配布数	1,057 票
回収数	522 票
回収率	49.4%

① 当別町の住みやすさについて

「とても暮らしやすいまちだと思う」が 10.0%、「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」が 44.3%で、併せて 54.3%が“暮らしやすい”という評価をしていますが、一方、“暮らしにくい”という評価も 3 割程度はみられます。



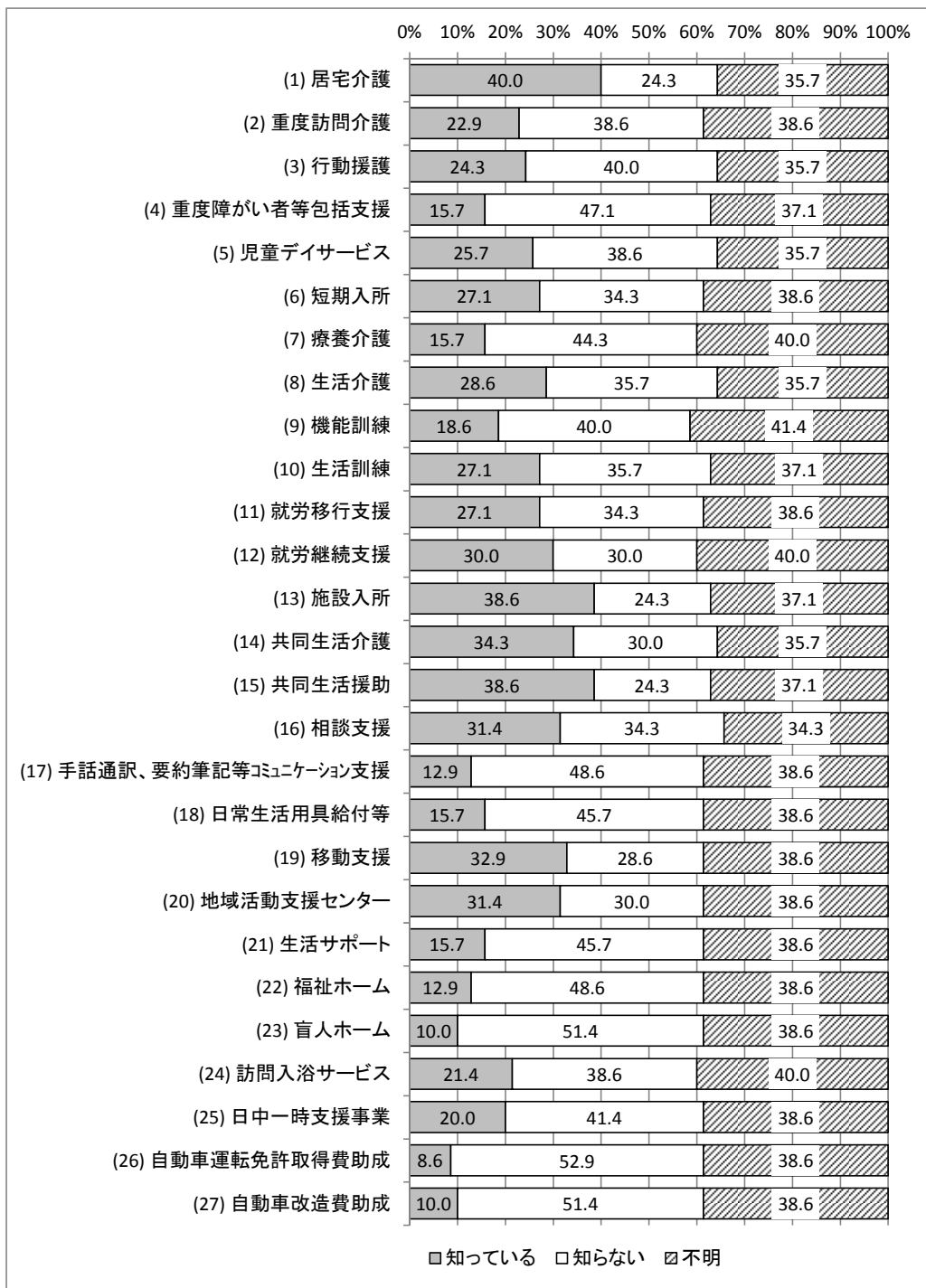
② 福祉サービスの認知度・利用状況・利用意向

福祉サービスの認知度では、“知っている”割合が最も高いのが「居宅介護」ですが40.0%であり、その他のサービスの認知度はこれより低く、全体的に認知度があまり高くありません。

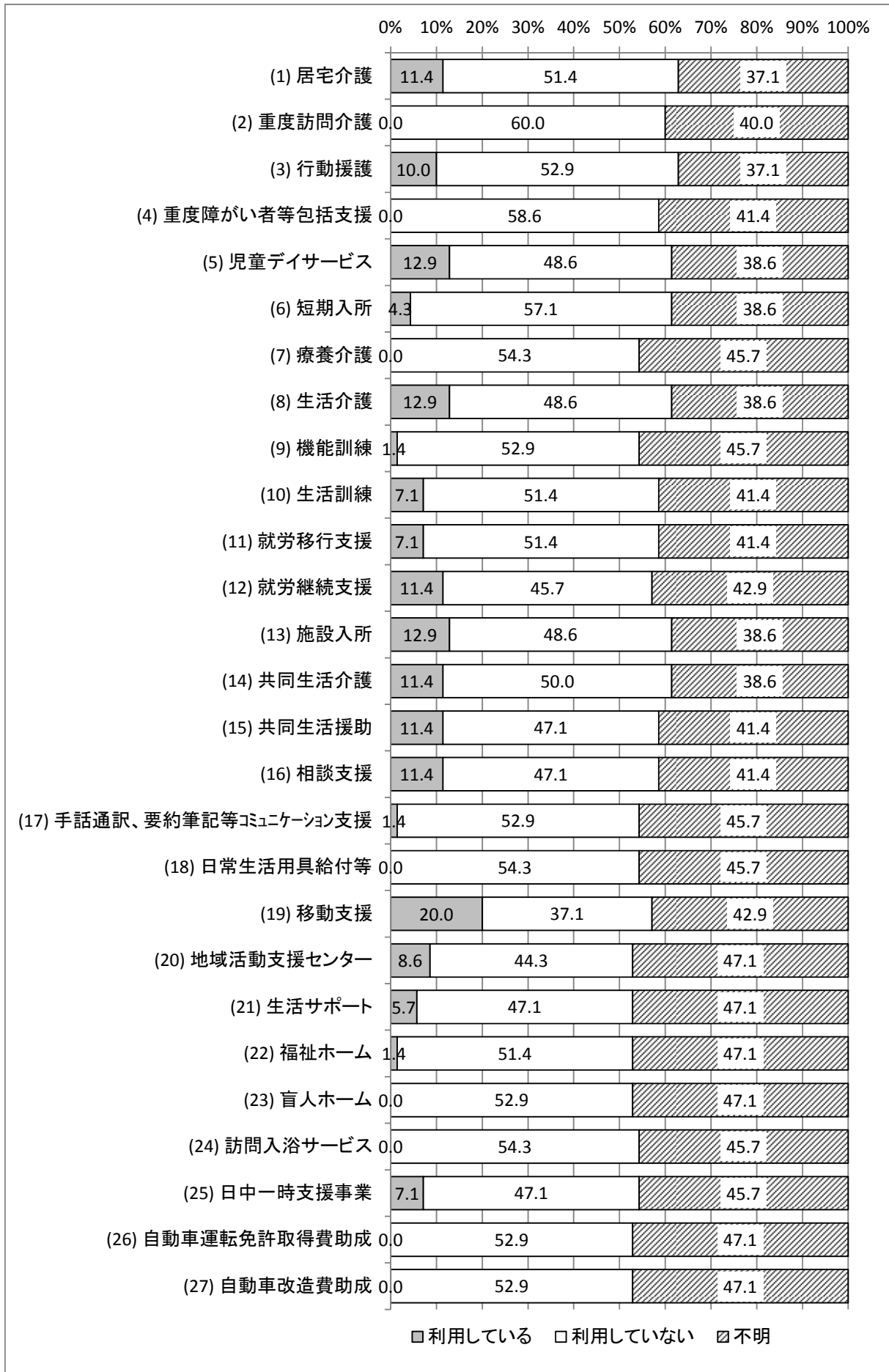
利用度については、「移動支援」が最も多いですが20.0%であり、全体的に利用度も高くありません。

今後の利用意向では「就労継続支援」(25.7%)、「相談支援」(24.3%)、「移動支援」(22.9%)が上位3つとなっています。

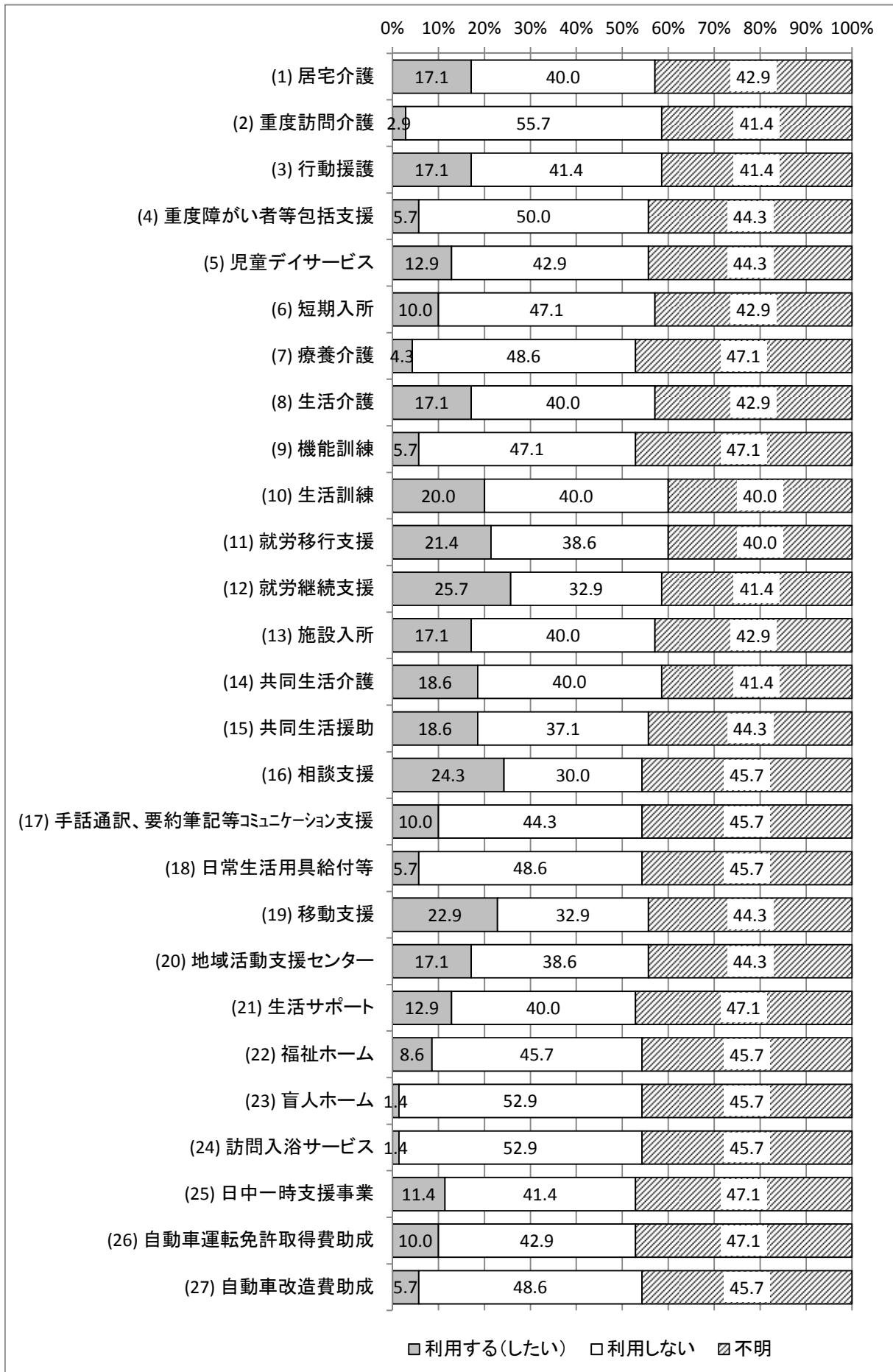
認知度



利用状況

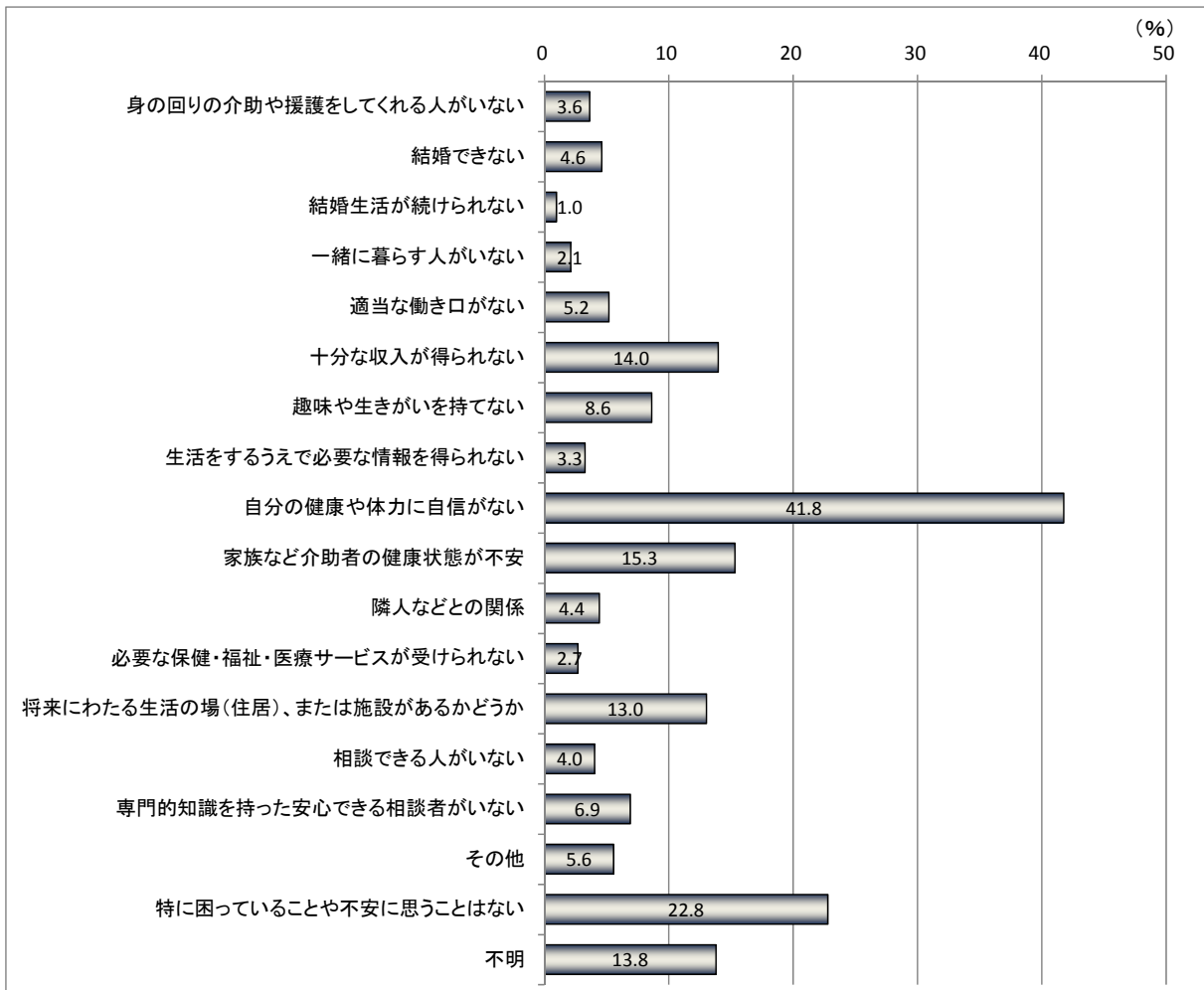


今後の利用意向



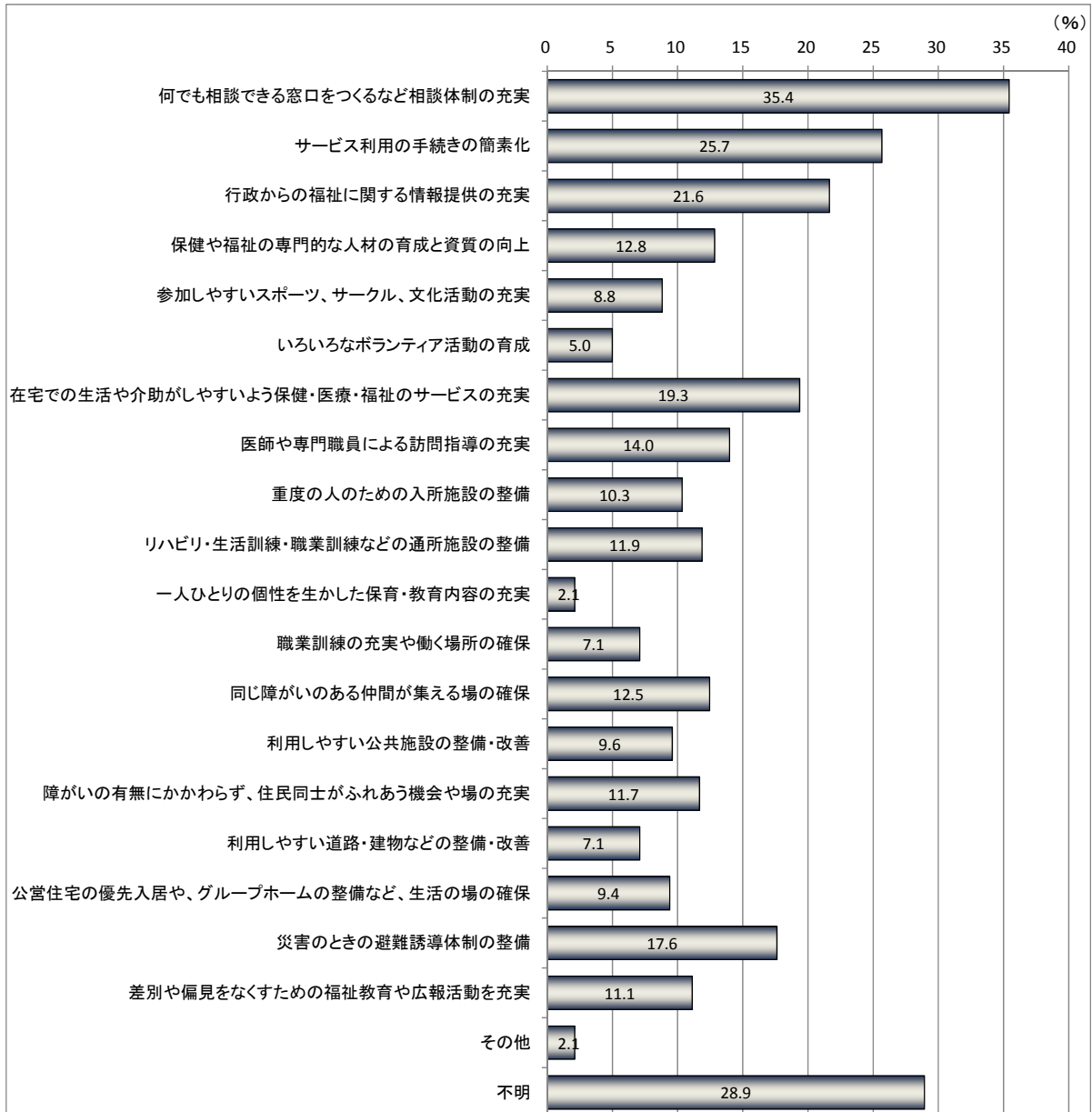
③ 現在の生活で困っていること

困っていることとみると「自分の健康や体力に自信がない」が41.8%と最も多く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」(15.3%)、「十分な収入が得られない」(14.0%)、「将来にわたる生活の場(住居)、または施設があるかどうか」(13.0%)といったものが挙げられています。また、「特に困っていることや不安に思うことはない」が22.8%となっています。



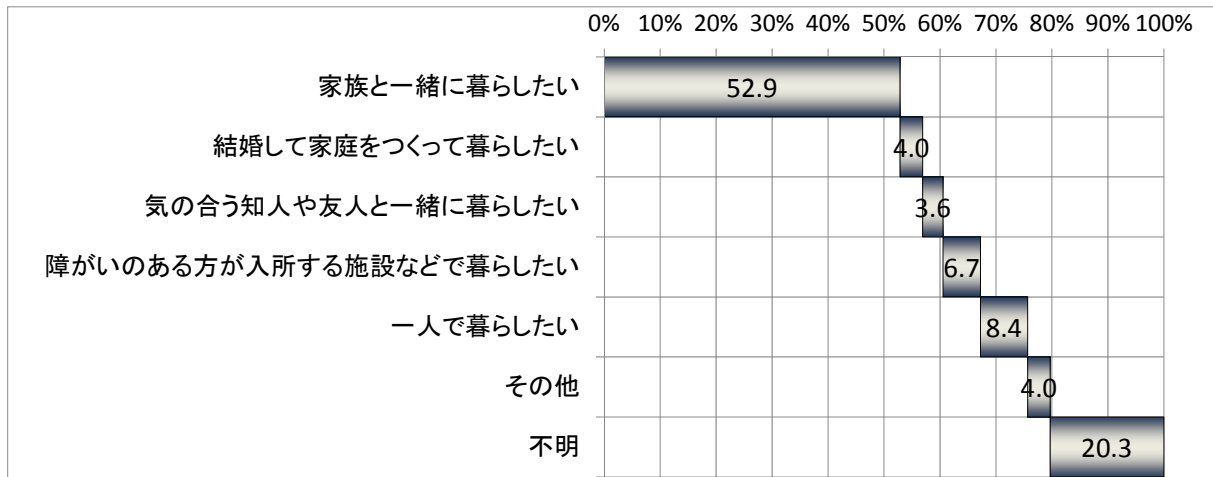
④ 障がいがあっても住みやすいまちづくりに必要なこと

障がい者の暮らしよいまちづくりに必要なこととしては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く 35.4%、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」25.7%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」21.6%となっています。



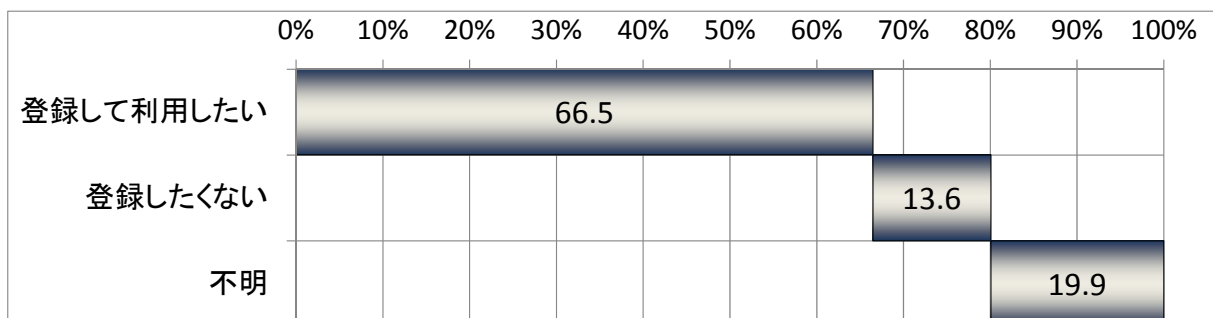
⑤ 希望する暮らし方

希望する暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が 52.9%で最も多く、次いで「一人で暮らしたい」8.4%、「障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい」6.7%となっています。



⑥ 災害時支援の登録制度について

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、今後の防災のあり方について、多くの教訓を示しましたが、当別町においては、災害時支援の登録制度があった場合の利用意向としては、「登録して利用したい」が 66.5%と 2/3 を占めています。

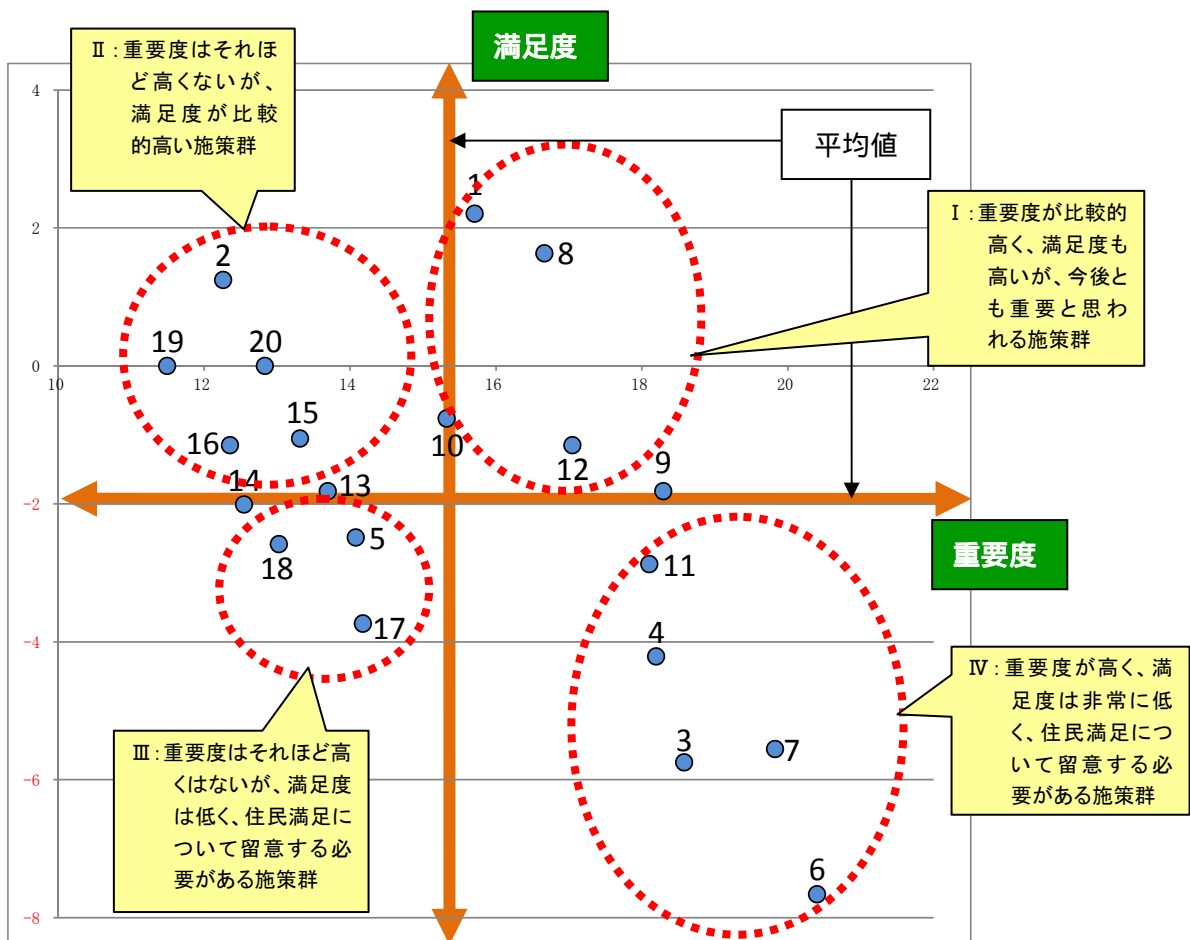


⑦ 現在の福祉施策に対する評価

現在の当別町が進めている施策についての障がい当事者からの評価が下図に示すものです。

この中で「Ⅰ」は『重要な施策であるが、現在の満足度は低い』という施策群に該当するものです。

- 6：移動・交通対策の推進
- 7：防災・安全対策
- 3：バリアフリーのまちづくり
- 4：住環境の整備
- 11：自立支援法以外のサービス



施策名	分類枠	施策名	分類枠
1 広報・啓発活動の充実		11 自立支援法以外の福祉サービス	
2 交流・ふれあいの促進		12 相談支援・情報提供体制の充実	
3 バリアフリーのまちづくり		13 関連施設の活用と広域連携サービス体制の強化	
4 住環境の整備		14 権利擁護と生活の安定確保	
5 情報バリアフリーの推進		15 就学前教育・保育の充実	
6 移動・交通対策の推進		16 就学児童教育の充実	
7 防災・安全対策		17 一般就労の促進	
8 保健サービスの充実		18 福祉的就労の充実	
9 医療サービスの充実		19 自己実現への活動の支援	
10 自立支援法に基づくサービス		20 地域福祉ネットワークの形成	

2) 関係者団体・事業所・自立支援協議会等からの課題や提案

(1) 関係者団体・事業所ヒアリングからの課題・提案

関係者団体や事業所等におけるヒアリングから以下のような課題及び提案がされています。

障がい者支援団体（公共機関・協議会等）

障がい者への配慮やニーズの把握が重要であり、特に若者世代のニーズは把握できておらず、いかに把握する機会をつくるかが重要である。

高齢世帯が増加しており、ひとり暮らし高齢者のみならず、日中独居・高齢者夫婦の見守りが必要で、必要な世帯の把握が求められる。

地域で抱える具体的な問題解決の場がない。自立支援協議会は顔合わせの場になっている。

団体員の高齢化が進んでいてボランティアの新規発掘や人材育成が問題である。

障がい者就労が大きな問題であり、町内に就労先がない、町内に訓練施設が少ない、工賃が自立できるレベルにない、事業主の理解が重要等基本的な問題が指摘されている。

児童の発達障がいの問題も多くなってきているが、早期療育が必要となる児童に対して親の認知も含めてデリケートな問題があり、踏み込むことができず、支援につながらない場合がある。

サービスを使っていない人に情報の共有がされていなく、相談窓口等のより一層の広報活動が必要でワンストップ型の窓口が求められる。

町内で障がい者が将来にわたって暮らしていけるための環境整備が大切であり、そのために支援できる体制が重要である。

障がい者には個別の対応が必要であるが、介護保険のケアマネ的存在がないため、相談先が分かっていないことが多く、居宅介護のヘルパー等に一部役割を担っているところがあるが、負担が大きくなっている。

地域活動に参加していない、サービスを利用していない人には地域で表面化せず潜在している人がいると思われるが、横の繋がりを高め、見守り体制を強化することが重要。

事業所

相談支援事業所の周知が進んでいなく、介護保険のケアマネ的な部分も役割を担っていると思うが有効に活用されていない。

個別のケアが必要な障がいもあるが、難病の専門のデイサービス等がなく、対応に困難な場合が多い。

居住系サービスでは地域住民の交流が重要であり、地域住民とのつながりをもつ仕組みが必要。

一般就労の希望が多いが、当別町には就労先がなく、訓練したい場合の選択肢も少ない。就労支援の仕組みが必要。

障がい関係の事業所は増えているが、就労訓練を受けられる事業所が少なく、授産施設のような訓練施設が求められる。

ふれあいバスは本数が少なく、ゆとろへ直接行くことができない路線もあり、JRの接続が悪い。それが改善されれば、障がい者の生活圏が広がる。

事業所を運営するための人員確保、人材育成は大きな問題である。

障がい当事者（クラブ・サークル等）

地域との協力関係が築きにくい。

保健所がなくなってからの保健師との係わりが少なくなっている。

認知症に関する理解、関心が低く、閉じこもりも多いことから認知症の人の発見、見守り体制が必要。

障がい（認知症等）に関する講演会等を行うなど、広報活動により町民に周知することが重要。

情報収集が難しく、情報伝達方法の改善が望まれる。

福祉バスの廃止に伴い、外出にかかる費用負担が重くなっている。

各団体の会員の高齢化が進んでいて、若者の加入者が少ないことは各団体の維持・活動に支障をきたしている。

（２）当別町地域自立支援協議会からの課題・提案

当別町地域自立支援協議会から様々な課題指摘や提案がなされています。そこでは「暮らし」「就労」のテーマについての意見が多かったので、それについてまとめてみました。

テーマ	課題・提案の枠組み
暮らし	<p>町民の障がいに対する理解の促進を図る必要がある。</p> <p>いつでも気軽に相談ができる体制づくりが必要である。</p> <p>障がい者の目線にたった情報提供のあり方を工夫すべきである。</p> <p>障がいをもっている方が地域活動へ参加できるような支援体制の強化を図るべきである。</p> <p>小さい子どもからの福祉教育の充実が重要である。</p> <p>災害時等における安心・安全の確保について、地域ぐるみでの支援や緊急避難体制等について充実すべきである。</p> <p>障がい者は様々な学習ができるよう機会の充実に努める必要がある。</p> <p>安心して住める「住まいの場」の確保が必要である。</p> <p>緊急時に対応できるような「24時間サポート」の体制づくりが必要である。</p> <p>自立生活の実現に向けて、スムーズな移行が可能になる支援体制が必要である。</p> <p>いつでも自由に行きたいところに行ける、移動手段の確保が求められる。</p>

暮らし	<p>街中に積極的に出かけることを働きかけるためにも、バリアフリーの環境整備の充実が求められる。</p> <p>支援者の体制を強化するために、専門支援のスキルアップを図るような研修機能の充実が求められる。</p>
就労	<p>障がいをもつ方の就労を促進するためには、企業の理解を深める必要がある。</p> <p>障がいの状態に応じた雇用の場の拡充を図る必要がある。</p> <p>福祉サービス事業所での仕事の内容の拡充も検討する必要がある。</p> <p>当別町ならではの特性を活かした働く場の創造について検討していく必要がある。</p> <p>障がいをもつ方が働いている現場や働く場に行くための移動等含め、就労トータルでの支援を充実する必要がある。</p> <p>公的機関における障がい者支援の体制強化を望む。</p>
その他	<p>出産前における障がいに関する知識や意識の啓発を図る必要がある。</p> <p>発達障がい等に対する支援体制の強化が必要である</p> <p>家族も含めた包括的な相談機能の充実が必要である。</p> <p>権利擁護に関することや成年後見制度等についてよりわかりやすく利用しやすい仕組みづくりが必要である。</p> <p>虐待に対する見守りや防止体制を工夫すべきである。</p>

3

障がい福祉サービスの現状と目標量の達成度

1) 指定障がい福祉サービスの目標量と達成度

指定障がい福祉サービスの計画値と実績値の比較は下表に示すものです。

計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

この中で、重度訪問介護・行動援護・就労継続支援（A型・雇atype）の実績値を検証するにあたってのポイントは次のとおりです。

重度訪問介護：在宅生活をされている重度の身体障がいのある方が、施設に入所したことにより実績は0となった。

行動援護：地域移行の為、施設からケアホームの入居により実績が上回った。

就労継続支援（A型・雇atype）：町近郊の事業所を利用することにより実績が上回った。

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
訪問系(月平均)							
居宅介護	29 人	24 人	82.8 %	33 人	20 人	60.6 %	37 人
	159 時間	147 時間	92.5 %	181 時間	124 時間	68.5 %	203 時間
重度訪問介護	1 人	0 人	- %	1 人	0 人	- %	1 人
	180 時間	0 時間	- %	180 時間	0 時間	- %	180 時間
行動援護	1 人	5 人	500.0 %	1 人	5 人	500.0 %	1 人
	3 時間	30 時間	1000.0 %	3 時間	40 時間	1333.3 %	3 時間
重度障がい者等包括支援	0 人	0 人	- %	0 人	0 人	- %	0 人
	0 時間	0 時間	- %	0 時間	0 時間	- %	0 時間
日中活動系(月平均)							
生活介護	23 人	30 人	130.4 %	29 人	43 人	148.3 %	39 人
	376 人日	614 人日	163.3 %	474 人日	863 人日	182.1 %	637 人日
自立訓練(機能訓練)	0 人	0 人	- %	0 人	0 人	- %	0 人
	0 人日	0 人日	- %	0 人日	0 人日	- %	0 人日
自立訓練(生活訓練)	4 人	2 人	50.0 %	6 人	2 人	33.3 %	3 人
	80 人日	37 人日	46.3 %	120 人日	22 人日	18.3 %	60 人日
就労移行支援	7 人	9 人	128.6 %	9 人	5 人	55.6 %	11 人
	146 人日	188 人日	128.8 %	188 人日	104 人日	55.3 %	230 人日
就労継続支援(A型・雇atype)	0 人	2 人	- %	0 人	1 人	- %	0 人
	0 人日	20 人日	- %	0 人日	2 人日	- %	0 人日
就労継続支援(B型・非雇atype)	11 人	12 人	109.1 %	17 人	21 人	123.5 %	28 人
	216 人日	227 人日	105.1 %	334 人日	372 人日	111.4 %	550 人日
療養介護	0 人	0 人	- %	0 人	0 人	- %	0 人
	0 人日	0 人日	- %	0 人日	0 人日	- %	0 人日
児童デイサービス	49 人	43 人	87.8 %	55 人	52 人	94.5 %	61 人
	288 人日	204 人日	70.8 %	323 人日	242 人日	74.9 %	358 人日
短期入所(ショートステイ)	4 人	4 人	100.0 %	5 人	4 人	80.0 %	6 人
	6 人日	23 人日	383.3 %	8 人日	24 人日	300.0 %	10 人日

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
居住系(月平均)							
共同生活援助(グループホーム)	23 人	28 人	121.7 %	24 人	31 人	129.2 %	32 人
共同生活介護(ケアホーム)	710 人日	781 人日	110.0 %	741 人日	875 人日	118.1 %	988 人日
施設入所支援	30 人	61 人	203.3 %	37 人	61 人	164.9 %	48 人
	1,160 人日	1,851 人日	159.6 %	1,431 人日	2,123 人日	148.4 %	1,856 人日
相談支援(月あたり)							
計画相談支援	1 人	2 人	200.0 %	2 人	1 人	50.0 %	3 人

2) 地域生活支援事業の目標量と達成度

地域生活支援事業の計画値と実績値の比較は下表に示すものです。

これについても計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

相談支援事業の計画値・実績値

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
	実施見込み箇所数 (か所)	実施箇所数 (か所)		実施見込み箇所数 (か所)	実施箇所数 (か所)		
(1)相談支援事業							
①相談支援事業							
ア 障がい者相談支援事業	1(45人)	1(204人)	(453.3) %	1(45人)	1(272人)	604.4 %	1(45人)
イ 地域自立支援協議会	1	1	100 %	1	1	100 %	1
②相談支援機能強化事業	1	1	100 %	1	1	100 %	1
③成年後見制度利用支援事業	1	0	- %	1	0	- %	1

■ (参考)相談支援事業の実績

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
相談案件数		116 件	176 件	204 件	272 件	
相談延件数(1)		246 件	541 件	1,060 件	1,137 件	
(1)の男女別	男	197 名	309 名	713 名	706 名	
	女	29 名	218 名	329 名	345 名	
	不明	20 名	14 名	18 名	86 名	
(1)の障がい別	身体障がい者	82 名	142 名	233 名	112 名	
	知的障がい者	69 名	306 名	695 名	548 名	
	精神障がい者	78 名	72 名	86 名	134 名	
	発達障がい者	58 名	111 名	147 名	206 名	
	不明・他	6 名	12 名	21 名	101 名	
主な相談内容	生活全般 167 件	生活全般 316 件	サービスについて	974 件	サービスについて	669 件
			健康・医療について	310 件	不安解消・情緒について	337 件
	行政・制度関係 73 件	情報提供 226 件	不安解消、話し相手	268 件	家族・人間関係について	163 件
			社会参加・余暇活動について	147 件	就労について	161 件
	申請・手続き 70 件	行政・制度関係 135 件	家族・人間関係について	144 件	健康・医療について	104 件
			生活技術について	126 件	家計・経済について	104 件
	健康・医療 61 件	就労 119 件	就労について	102 件	保育・教育について	49 件
			家計・経済について	101 件	就労について	161 件
	情報提供 50 件	申請・手続き 83 件	保育・教育について	58 件	生活技術について	41 件
			権利擁護について	8 件	権利擁護について	5 件

コミュニケーション支援事業の計画値・実績値

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
	実利用見込み者数 (人)	実利用者数 (人)		実利用見込み者数 (人)	実利用者数 (人)		実利用見込み者数 (人)
(2)コミュニケーション支援事業	1	1	100 %	1	1	100 %	1

※視覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者とその他の意思疎通を仲介する。

日常生活用具給付事業の計画値・実績値(年間延べ給付件数)

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
	給付見込み件数	給付件数		給付見込み件数	給付件数		給付見込み件数
(3)日常生活用具給付事業							
①介護・訓練支援用具	4	0	- %	4	0	- %	
②自立生活支援用具	10	3	30 %	10	8	80 %	10
③在宅療養等支援用具	2	3	150 %	2	2	100 %	2
④情報・意志疎通支援用具	1	0	- %	1	4	400 %	1
⑤排せつ管理支援用具	262	292	111.5 %	274	254	92.7 %	286
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	2	200 %	1	1	100 %	1

※重度障がい者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

- 介護・訓練支援用具～特殊寝台、特殊マット等
- 自立生活支援用具～入浴補助用具、杖等
- 在宅療養等支援用具～ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引機等
- 情報・意志疎通支援用具～視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、視覚障がい者用受信装置等
- 排せつ管理支援用具～ストマ用装具(蓄便・尿袋)等

移動支援事業の計画値・実績値

サービス名		21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
(4)移動支援事業	実施箇所数 (か所)	11	10	91 %	11	8	72.7 %	11
	月間利用者数 (人)	55	31	56.4 %	60	28	46.7 %	65
	年間延利用時間数 (時間)	4,500	3,967	88.1 %	4,800	5,262	109.6 %	5,100

※ 屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行う。

地域活動支援センター事業の計画値・実績値

サービス名		21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
(5)地域活動支援センター事業	実施箇所数 (か所)	2	2	100 %	2	2	100 %	2
	利用者数 (人)	16	13	81.3 %	16	13	81.3 %	16

※障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

その他の独自事業の計画値・実績値

サービス名		21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
(6)日中一時支援事業	実施箇所数 (か所)	8	7	87.5 %	8	5	62.5 %	8
	月間利用者数 (人)	15	13	86.7 %	18	10	55.6 %	20
	年間延利用時間数 (時間)	5,500	7,508	136.5 %	5,800	1,957	33.7 %	6,000

※ 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供する。

※ 日中一時支援の就労型であった事業所が、平成22年4月から就労継続支援B型の事業所に変更になったため、利用者数・利用時間が減少した。

4

次期計画策定のための課題

次期計画策定のための基本的な課題は、次のように概括されます。

- 障がいに対する社会・地域での理解
- 多様化する障がい者像・ニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- サービスの質の確保・充実
- 身近な場所での気軽な相談体制づくり
- 福祉サービスに関する情報周知のあり方の工夫
- 移動支援を含めた、外出に対するニーズへの対応
- 各種手続きの簡素化、利用者の立場に立ったサービス提供の工夫
- 生活の場（住まい）の確保
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）の充実
- 災害時等における障がいをもつ方等の安心・安全の確保
- 家族や介護者へのレスパイトサービス等の支援の充実